

R年4月 条文修正にかかる新旧表

工種	設計業務等共通仕様書（案）
----	---------------

改定	現行	備考
設計業務等共通仕様書	設計業務等共通仕様書	

改 定	現 行	備 考
第1部 設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 <p>第1102条 用語の定義 7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行なう者をいう。</p> <p>第1119条 検査 1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p> <p>第1120条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1121条 条件変更等 1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>第1122条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>第1123条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	第1部 設計業務等共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 <p>第1102条 用語の定義 7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき、検査を行なう者をいう。</p> <p>第1119条 検査 1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。</p> <p>第1120条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第1121条 条件変更等 1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第29条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>第1122条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>第1123条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	

第 1126 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 42 条に規定する瑕疵責任に係る損害

第 1127 条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

第 1126 条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条に規定する一般的損害、契約書第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 41 条に規定する瑕疵責任に係る損害

第 1127 条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする

改定	現行	備考
測量業務共通仕様書	測量業務共通仕様書	

改 定	現 行	備 考
第2部 測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 <p>第11002 条 用語の定義 7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>第11020 条 検査 1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならぬ。</p> <p>第11021 条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第11023 条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>第11024 条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第11026 条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第11027 条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第42条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	第2部 測量業務共通仕様書 第1編 総則 第1章 総則 <p>第11002 条 用語の定義 7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>第11020 条 検査 1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならぬ。</p> <p>第11021 条 修補 4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第11023 条 契約変更 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>第11024 条 履行期間の変更 3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第11026 条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第11027 条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第41条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>	

第11028 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

第11028 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

改 定	現 行	備 考
地質・土質調査業務共通仕様書	地質・土質調査業務共通仕様書	

改 定	現 行	備 考
第3部 地質・土質調査業務共通仕様書	第3部 地質・土質調査業務共通仕様書	
第1編 総則	第1編 総則	
第30102 条 用語の定義	第30102 条 用語の定義	
7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。	
第30120 条 検査	第30120 条 検査	
1. 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していかなければならない。	1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していかなければならない。	
第30121 条 修補	第30121 条 修補	
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。	
第30123 条 契約変更	第30123 条 契約変更	
1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第31条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合	
第30124 条 履行期間の変更	第30124 条 履行期間の変更	
3. 受注者は、契約書第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第24条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	3. 受注者は、契約書第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4. 契約書第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。	
第30126 条 発注者の賠償責任	第30126 条 発注者の賠償責任	
発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合	
第30127 条 受注者の賠償責任	第30127 条 受注者の賠償責任	
受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第42条に規定する瑕疵責任に係る損害	受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第41条に規定する瑕疵責任に係る損害	

第30128 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができる。

第30128 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができる。